

第2節

防衛計画の大綱の概要

防衛計画の大綱（防衛大綱）は、1976（昭和51）年に初めて策定されて以来、これまでに計6回策定されている。現在の防衛大綱は、18（平成

30）年12月に「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」として策定されたものである。

【参考】 図表Ⅱ-3-2-1（防衛計画の大綱の変遷）

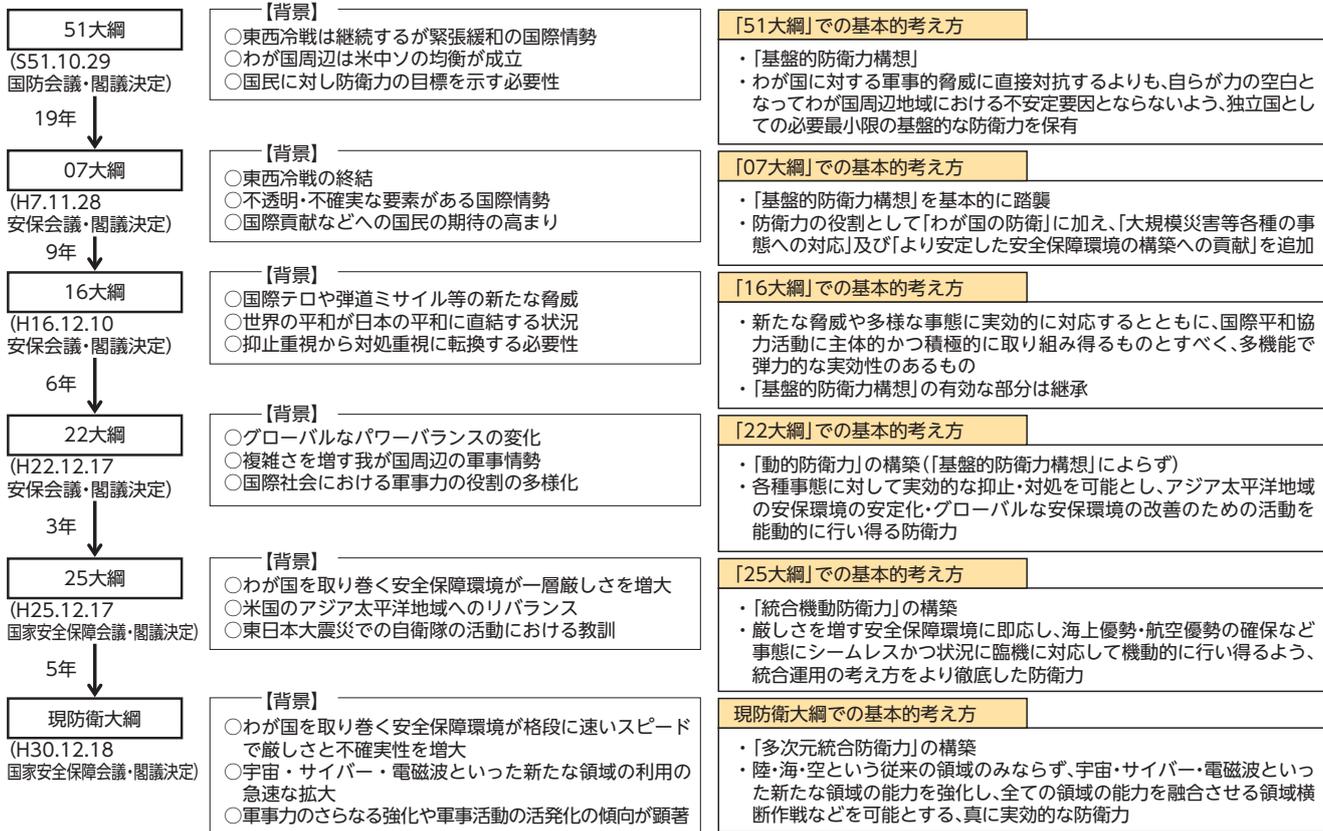
1 基本的な考え方—多次元統合防衛力の構築—

現在の防衛大綱は、わが国を取り巻く安全保障環境が25大綱<sup>1</sup>を策定した際に想定したよりも、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増していることを踏まえ、①陸・海・空という従来の領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦が実施でき、②平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とし、③日米同盟の抑止力・対処力の強化及び多角的・多層的な安全保障協力の推進が

可能な性質を有する、真に実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」を構築することとしている。

特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力は、軍全体の作戦遂行能力を著しく向上させるものであることから、各国が注力している分野である。わが国としても、このような能力や、それと一体となって、航空機、艦艇、ミサイルなどによる攻撃に効果的に対処するための能力の強化や、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性の強化を重視していくこととしている。

図表Ⅱ-3-2-1 防衛計画の大綱の変遷



1 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）

## 2 わが国の防衛の基本方針

防衛大綱は、わが国の防衛の基本方針について、以下のように定めている。

### 1 基本方針

わが国は、国家安全保障戦略を踏まえ、積極的平和主義の観点からわが国自身の外交力、防衛力などを強化し、日米同盟を基軸として各国との協力を進め、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制の確保や非核三原則を守ってきた。このような平和国家としての歩みを決して変えず、わが国がこれまでに直面したことの無い安全保障環境の現実の中で、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならない。

防衛の目標は、望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、万が一、わが国に脅威が及ぶ場合には、これに対処することであり、そのためには、①わが国自身の防衛体制、②日米同盟、及び③安全保障協力をそれぞれ強化していく。また、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優位性を早期に獲得することを含め、迅速かつ柔軟に行っていかなければならない。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、わが国は米国と緊密に協力していくとともに、わが国自身による対処のための取組を強化する。同時に、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。

### 2 わが国自身の防衛体制の強化

これまでに直面したことの無い安全保障環境の現実に正面から向き合い、防衛の目標を確実に達成するため、あらゆる段階において、防衛省・自衛隊のみならず、政府一体となった取組及び地方公共団体、民間団体などとの協力を可能とし、わ

が国が持てる力を総合する防衛体制を構築する。特に、宇宙、サイバー、電磁波、海洋、科学技術といった分野における取組及び協力を加速するほか、宇宙、サイバーなどの分野の国際的な規範の形成にかかる取組を推進する。平素からの戦略的なコミュニケーションを含む取組も強化する。

有事やグレーゾーンの事態などの各種事態に対しては、今後、政治がより強力なリーダーシップを発揮し、迅速かつ的確に意思決定を行うことにより、政府一体となってシームレスに対応する必要があり、これを補佐する態勢も充実させる。

また、各種災害への対応及び国民の保護のための体制の強化、緊急事態における在外邦人などの迅速な退避及び安全の確保、電力、通信といった国民生活に重要なインフラや、サイバー空間を守るための施策も進める。

こうした総合的な防衛体制に加えて多次元統合防衛力の構築に取り組み、その防衛力をシームレスかつ複合的に、平素から様々な役割を果たしていくことが重要である。

**Q参照** 図表Ⅱ-3-2-2 (防衛力が果たすべき役割)

### 3 日米同盟の強化

日米安全保障体制はわが国の安全保障の基軸であり、また、日米同盟は国際社会の平和と安定及び繁栄にとっても重要な役割を果たしている。このような観点から、日米同盟の抑止力・対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する必要がある。

### 4 安全保障協力の強化

「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。その一環として、防衛力を積極的に活用し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流などを含む防衛協力・交

図表II-3-2-2 防衛力が果たすべき役割

役割	概要
平時からグレーゾーンの事態への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平素から、積極的な共同訓練・演習や海外における寄港といった部隊による活動を含む戦略的なコミュニケーションを外交と一体となって推進</li> <li>● わが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動や、状況に応じた抑止のための活動(「柔軟に選択される抑止措置」)などにより、事態の発生・深刻化を未然に防止</li> <li>● 領空侵犯や領海侵入といったわが国の主権を侵害する行為に対し、警察機関などとも連携しつつ、即時に適切な措置を講じる</li> </ul>
島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢・航空優勢を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止</li> <li>● 海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止</li> <li>● 万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回</li> <li>● ミサイル、航空機などの空からの攻撃に対しては、最適な手段により、機動的かつ持続的に対応するとともに、被害を局限し、自衛隊の各種能力及び能力発揮の基盤を維持</li> <li>● グェリラ・特殊部隊による攻撃に対しては、原子力発電所などの重要施設の防護並びに侵入した部隊の捜索及び撃破を行う</li> </ul>
あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自衛隊自身の活動を妨げる行為を未然に防止するために常時継続的に監視し、関連する情報を収集・分析</li> <li>● 自衛隊自身の活動を妨げる行為の発生時には、被害の局限、被害復旧などを迅速に行う</li> <li>● わが国への攻撃に際しては、宇宙・サイバー・電磁波の領域の活用も行い攻撃を阻止・排除</li> <li>● 関係機関との適切な連携・役割分担の下、政府全体としての総合的な取組に寄与</li> </ul>
大規模災害などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期するとともに、必要に応じ、対応態勢を長期間にわたり持続</li> <li>● 被災者や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応</li> <li>● 関係機関、地方公共団体及び民間部門とも適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援などを行う</li> </ul>
日米同盟に基づく米国との共同	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時から有事までのあらゆる段階において、日米同盟におけるわが国自身の役割を主体的に果たすことにより、日米共同の活動を効果的に実施</li> </ul>
安全保障協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む防衛協力・交流を戦略的に推進</li> </ul>

流に取り組み、また、グローバルな安全保障上の課題への対応にも貢献していく。こうした取組の実施にあたっては、外交政策との調整を十分に図

るとともに、日米同盟を基軸として、普遍的価値や安全保障上の利益を共有する国々との緊密な連携を図る。

### 3 防衛力強化にあたっての優先事項

防衛大綱では、防衛力の強化にあたり、特に優先すべき事項について、可能な限り早期に強化することとし、既存の予算・人員の配分に固執する

ことなく、資源を柔軟かつ重点的に配分するほか、所要の抜本的な改革を行うこととしている。

**Q 参照** 図表II-3-2-3 (領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)

### 4 自衛隊の体制など

防衛大綱では、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦を実現するため、1のとおり統合運用を強化するとともに、各自衛隊の体制を2から4までのとおり整備することとしており、現在の中期防衛力整備計画においても、これに基づき基幹部隊の見直しなどを実施することとしている。

**Q 参照** 図表II-3-2-4 (防衛計画の大綱別表の変遷)

#### 1 領域横断作戦の実現のための統合運用

あらゆる分野で陸海空自衛隊の統合を一層推進するため、必要な態勢を統合幕僚監部において強化するなどの施策を講じる。

宇宙領域については、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊を保持するとともに、統合運用にかかる態勢を強化する。

サイバー領域については、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイ

図表Ⅱ-3-2-3 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項

獲得・強化すべき能力	概要
宇宙領域における能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位などの能力向上や、宇宙空間の状況を常時継続的に監視する体制の構築、相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力の強化などを通じて、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保</li> <li>●関係機関や米国などとの連携強化、宇宙領域の専門部隊の新設、人材育成</li> </ul>
サイバー領域における能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊の指揮通信システムやネットワークへのサイバー攻撃を未然に防止するための常時継続的な監視能力や攻撃を受けた際の被害の局限、被害復旧などの必要な措置を迅速に行う能力を引き続き強化</li> <li>●有事において、わが国への攻撃に際して用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力など、サイバー防衛能力の抜本的強化</li> <li>●専門的な知識・技術を持つ人材の大幅な増強と政府全体の取組にも寄与</li> </ul>
電磁波領域における能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報通信能力の強化、電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢の構築を推進するとともに、相手からの電磁波領域における妨害などに際して、その効果を局限する能力などを向上</li> <li>●わが国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信などを無力化するための能力を強化</li> <li>●各種活動を円滑に行うため、電磁波の利用を適切に管理・調整する機能を強化</li> </ul>
海空領域における能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●わが国周辺海空域における常時監視を広域にわたって実施する態勢を強化</li> <li>●無人水中航走体(UUV)を含む水中・水上における対処能力を強化</li> <li>●短距離離陸・垂直着陸(STOVL)機を含む戦闘機体系の構築などにより、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ないわが国太平洋側をはじめ、空における対処能力を強化</li> <li>●必要な場合には現有の艦艇からのSTOVL機の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずる</li> </ul>
スタンド・オフ防衛能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●島嶼部を含むわが国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊などに対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ火力などの必要な能力を獲得</li> <li>●軍事技術の進展などに適切に対応できるよう、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化</li> </ul>
総合ミサイル防空能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機などの多様な空からの脅威に対し、各種装備品を一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的にわが国全土を防護するとともに、空からの多数の複合的な脅威にも同時対処できる能力の強化や将来的な空からの脅威への対処のあり方について検討</li> </ul>
機動・展開能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な地域で所要の部隊が平素から常時継続的に活動するとともに、状況に応じた機動・展開を行うため、水陸両用作戦能力などを強化</li> <li>●迅速かつ大規模な輸送のため、島嶼部の特性に応じた基幹輸送及び端末輸送の能力を含む統合輸送能力を強化するとともに、平素から民間輸送力との連携を図る</li> </ul>
持続性・強靱性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●弾薬、燃料などの確保、海上輸送路の確保、重要インフラの防護などに必要な措置を推進。特に関係府省などとも連携を図りつつ、弾薬、燃料等の安全かつ着実な整備・備蓄などにより活動の持続性を向上させる</li> <li>●防衛関連施設など自衛隊の運用にかかる基盤などの分散、被害を受けた際の復旧、代替などにより、多層的に強靱性を向上させ、さらに、装備品の維持整備方法の見直しなどにより、高い可動率を確保</li> </ul>

バー防衛部隊を保持する。

電磁波領域については、統合幕僚監部及び各自衛隊における態勢を強化する。

また、陸上自衛隊において地対空誘導弾部隊及び弾道ミサイル防衛部隊、海上自衛隊においてイージス・システム搭載護衛艦、航空自衛隊において地対空誘導弾部隊を保持し、これらを含む総合ミサイル防空能力を構築する。

統合運用の下、自衛隊の部隊などの迅速な機動・展開を行い得るよう、共同の部隊として海上輸送部隊を保持する。

## 2 陸上自衛隊の体制

各種事態に即応し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊のほか、サイバー領域や電磁波領域における各種作戦などを有効に実施し得るよう、専門的機

能を備えた部隊を、機動運用部隊として保持する。

島嶼部については、平素からの常時継続的な機動や部隊配備などにより抑止力・対処力の強化を図るとともに、侵攻に対処し得るよう、地対艦誘導弾部隊及び島嶼防衛用高速滑空弾部隊を保持する。

戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直すほか、航空火力にかかる部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底した上で、地域の特性に応じて適切に配置する。

編成定数については15.9万人を維持する。

## 3 海上自衛隊の体制

多様な任務への対応能力を向上させた新型護衛艦(FFM)などを含む増強された護衛艦部隊、掃海艦艇部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持し、

図表II-3-2-4 防衛計画の大綱別表の変遷

区分		51大綱	07大綱	16大綱	22大綱	25大綱	現防衛大綱	
荷役隊	サイバー防衛部隊						1個防衛隊	
	海上輸送部隊						1個輸送群	
陸上自衛隊	編成定数	18万人	16万人	15万5千人	15万4千人	15万9千人	15万9千人	
	常備自衛官定員		14万5千人	14万8千人	14万7千人	15万1千人	15万1千人	
	即応予備自衛官員数		1万5千人	7千人	7千人	8千人	8千人	
	基幹部隊	地域配備部隊(注1)	12個師団 2個混成団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	5個師団 2個旅団	5個師団 2個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 中央即応集団	中央即応集団 1個機甲師団	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		地对艦誘導弾部隊					5個地对艦ミサイル連隊	5個地对艦ミサイル連隊
		島嶼防衛用高速滑空弾部隊						2個高速滑空弾大隊
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	7個高射特科群/連隊	7個高射特科群/連隊	7個高射特科群/連隊
		弾道ミサイル防衛部隊						2個弾道ミサイル防衛隊
	主要装備	戦車(注2) 火砲(主要特科装備)(注2)	(約1,200両) (約1,000門/両)	約900両 (約900門/両)	約600両 (約600門/両)	約400両 約400門/両	(約300両) (約300門/両)	(約300両) (約300門/両)
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊			4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛隊	4個護衛隊群(8個護衛隊) 6個護衛隊	4個群(8個隊)	
		護衛艦・掃海艦艇部隊 機動運用(注7) 地域配備(注7)	4個護衛隊群 (地方隊) 10個隊	4個護衛隊群 (地方隊) 7個隊	4個護衛隊群(8個隊) 5個隊		2個群(13個隊)	
		潜水艦部隊	6個隊	6個隊	4個隊	6個潜水隊	6個潜水隊	6個潜水隊
		掃海部隊	2個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	9個航空隊
	哨戒機部隊	(陸上) 16個隊	(陸上) 13個隊	9個隊	9個航空隊	9個航空隊	9個航空隊	
主要装備	護衛艦 潜水艦 哨戒艦 作戦用航空機	約60隻 16隻 約220機	約50隻 16隻 約170機	47隻 16隻 約150機	48隻 22隻 約150機	54隻 22隻 約170機	54隻 22隻 12隻 約190機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	28個警戒隊 1個警戒航空隊(3個飛行隊)	28個警戒隊 1個警戒航空隊(3個飛行隊)
		戦闘機部隊			12個飛行隊	12個飛行隊	13個飛行隊	(注6) 13個飛行隊
		要撃戦闘機部隊 支援戦闘機部隊	10個飛行隊 3個飛行隊	9個飛行隊 3個飛行隊				
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊		
		空中給油・輸送部隊			1個飛行隊	1個飛行隊	2個飛行隊	2個飛行隊
		航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊
		地对空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群	4個高射群(24個高射隊)
	宇宙領域専門部隊						1個隊	
無人機部隊						1個飛行隊		
主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約430機 (注3)(約350機)	約400機 約300機	約350機 約260機	約340機 約260機	約360機 約280機	約370機 約290機	
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊(注4)	イージス・システム搭載護衛艦			4隻	(注5) 6隻	8隻	8隻	
	航空警戒管制部隊			7個警戒群 4個警戒隊	11個警戒群/隊			
	地对空誘導弾部隊			3個高射群	6個高射群			

(注1) 22大綱までは、「平素(平時) 配備する部隊」とされている部隊

(注2) 51大綱、25大綱および現防衛大綱別表に記載はないものの、07～22大綱別表との比較上記載

(注3) 51大綱別表に記載はないものの、07～現防衛大綱別表との比較上記載

(注4) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は、16大綱、22大綱については海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数であり、25大綱および現防衛大綱については護衛艦(イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊及び地对空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。

(注5) 22大綱においては弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

(注6) STOVL機で構成される戦闘機部隊を含むものとする。

(注7) 護衛艦部隊については、51大綱では「対潜水上艦艇部隊(機動運用)」及び「対潜水上艦艇部隊(地方隊)」、07大綱では「護衛艦部隊(機動運用)」及び「護衛艦部隊(地方隊)」、16大綱では「護衛艦部隊(機動運用)」及び「護衛艦部隊(地域配備)」とそれぞれ記載

これらから構成される水上艦艇部隊を編成する。また、わが国周辺海域における平素からの警戒監視を強化し得るよう、哨戒艦部隊を新編する。

水中における情報収集・警戒監視や周辺海域の

哨戒及び防衛のため、増強された潜水艦部隊を保持する。その際、試験潜水艦の導入により、潜水艦部隊の運用効率化と能力向上の加速を図り、常統監視のために体制を強化する。

洋上における情報収集・警戒監視を平素から、わが国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持する。

たる警戒監視・管制が可能な、増強された警戒航空部隊からなる航空警戒管制部隊を保持する。

戦闘機部隊及び空中給油・輸送部隊を増強して保持する。

陸上部隊などの機動・展開などを効果的に実施し得る航空輸送部隊を保持する。

わが国から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施し得る無人機部隊を保持する。

#### 4 航空自衛隊の体制

太平洋側の広大な空域も警戒監視可能な警戒管制部隊のほか、情勢緊迫時においても長期間にわ

### 5 防衛力を支える要素

防衛大綱では、防衛力がその真価を発揮できるよう、防衛力を支える要素に関する取組について

も重視することとしている。

**Q 参照** 図表Ⅱ-3-2-5 (防衛力を支える要素)

図表Ⅱ-3-2-5 防衛力を支える要素

要素	概要
訓練・演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内の演習場などの整備・活用を拡大し、効果的な訓練・演習を実施</li> <li>● 米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を促進</li> <li>● 自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用や米国・オーストラリアなどの国外の良好な訓練環境の活用を促進</li> <li>● 警察・消防・海上保安庁などの関係機関との連携を強化</li> </ul>
衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢を強化</li> <li>● 自衛隊病院の拠点化・高機能化などにより、効率的で質の高い医療体制を確立</li> <li>● 防衛医科大学校の運営改善及び研究機能の強化を進め、優秀な人材の確保に努め、医官の充足向上を図る</li> </ul>
地域コミュニティとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報などを行うとともに、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施</li> <li>● 部隊の改編や駐屯地・基地などの配置・運営にあたっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮</li> </ul>
知的基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関などへの講師派遣や公開シンポジウムの充実を図るほか、効率的かつ信頼性の高い情報発信に努める</li> <li>● 防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を一層強化するため、国内外の研究教育機関や大学、シンクタンクなどとのネットワーク及び組織的な連携を拡充する</li> </ul>